

-行政訴訟 原告証人尋問11/4、来春1/20結審-

2つの裁判動向について

神戸地裁で係属している民事訴訟と大阪地裁で係属している行政訴訟のそれぞれ2020年4月に予定されていた第7回裁判期日が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、取消しとなり、期日が延期されておりました。延期されていた期日は、同年6月29日に行政訴訟の進行協議期日、同月30日に民事訴訟の口頭弁論期日が行われ、それぞれの裁判の進行が再開しました。これまでの裁判期日の報告と、今後の裁判の進行について説明します。

特に行政訴訟では、今後、証人尋問など審理の大詰めを迎えますので、サポーターの皆様におかれましては、更なるご支援、広報をお願いしたいと思います。

行政訴訟について 進行協議期日(6/29)、口頭弁論期日(8/26)

6月29日の進行協議期日では、それまでに予定されていた原告側の準備書面(7)から(10)の提出を確認し、今後の立証計画につき協議しました。書面の内容は、①PM2.5の健康影響に関する科学的知見・PM2.5に係る日本の環境アセスの欠陥に係る準備書面(7)、②地球温暖化ないし気候変動により原告らが受ける被害(権利侵害)に係る準備書面(8)、③PM2.5に関する、諸外国の規制法に係る準備書面(9)、④新設発電所から排出ないしこれに起因して生成されるPM2.5の拡散予測に関する専門家意見書及びこれに関する準備書面(10)です。

そして、今後の立証として、原告側では専門家による意見書の提出及び証人尋問を予定している旨を協議して参りました。これを受けて、8月26日の口頭弁論期日に向けて、原告側で、PM2.5、地球温暖化、環境アセスメントや発電所の経済性など各分野の専門家へ協力を依頼し、8月上旬までに意見書作成を各専門家の方へ依頼し、また証人として申請するとともに、専門家からの各意見書をもとに、準備書面(11)～(13)とともに裁判所へ提出しました。

証人申請、認められたのは原告のみ

8月26日の口頭弁論期日では、裁判所において原告側からの証人申請の採否につき、意見書や原告準備書面を検討した結果、各専門家の方については、内容が専門的なものであって証人尋問というより検証に近いこと、被告からの反対尋問よりも質問書などのほうが審理充実に資することなどの理由から、証人としての採用はされませんでした。証人としては、原告から被害の実情などを供述することを念頭に採用されました。

行政訴訟今後の流れについて

判決までの道筋が見えてきました。まずは、11月4日の期日では、原告証人尋問が予定されています。コロナ対策で限られた傍聴席ですが、ぜひ、傍聴席から原告を後押ししてください。終了後には、期日報告会も予定しております。

2020/11/4	15:00 原告証人尋問
主張補充	環境大臣意見に関する経産省の関与について
2020/11/13	被告・国 反論書面
2020/11/19	進行協議期日
2021/1/20	15:00 行政訴訟・結審

2021年上半期
判決？

民事訴訟について 口頭弁論期日(6/30)

同期日では、原告側から、準備書面(10)から(14)の提出を確認しました。書面の内容は、①PM2.5の健康影響に関する科学的知見・PM2.5に係る日本の環境アセスの欠陥に係る準備書面(10)、②地球温暖化ないし気候変動により原告らが受ける被害(権利侵害)に係る準備書面(11)、③被告関西電力準備書面1に対する反論に係る準備書面(12)、④PM2.5の外国の法制度に関する専門家意見書(マーク意見書)をもとに、日本の環境アセスの欠陥について補充する準備書面(13)、⑤PM2.5を含む大気汚染物質の拡散濃度分布の予測および新設発電所の寄与の程度についての専門家意見書(ラウリ意見書)をもとにした準備書面(14)です。

和田弁護士より、地球温暖化(気候変動)による被害についての要旨を説明しました。近年の台風の強大化、大雨を含む異常な気象や、熱中症の増加、熱帯性感染症の増加など、身近に発生している事象が地球温暖化(気候変動)によりもたらされることを示しました。

口頭弁論後の進行協議期日では、今後の進行を、原告側で①PM2.5の主張に関し、専門家意見書の後半による主張を補充する、②地球温暖化の主張に関し、専門家意見書の提出と原告個人への因果関係について主張する予定となりました。

被告側の反応としては、神戸製鋼は、「原告主張のような見解があることは承知している」「裁判所に適切に訴訟指揮して頂きたい」というスタンスでしたが、今回の原告の書面に対して反論をするということとなりました。もう一方の関西電力は、原告に対する反論及び求釈明に対する回答を予定しているとのことでした。

次回期日の予定は、10月20日午後2時30分から口頭弁論期日で、同日午後3時から進行協議期日を行うこととなりました。そして、次々回の期日は、12月8日午前11時から口頭弁論期日で、同日午前11時30分から進行協議期日、午後1時より期日報告会を予定しております。

(弁護団:喜多啓公)

原告の声 今、何もしない選択肢はない

いま住んでいるマンションの窓から発電所の高い煙突が見える。「あー、毎日休まず害のあるものをモクモク出しよるなあ」と毎朝思う。住宅地にとっても近い所にある巨大なタンク(中身は何か知らない)が見える。「あれが爆発したらどんなことになるんやろう…」という漠然とした不安。そして、「火力発電は時代遅れ」だと知っているということ。これが原告になった理由だ。微力ながら一市民として声を上げた。

子どもの頃、工場の高い煙突からモクモク出ている有害物質の煙を、雲を作っている『雲製造機』だと思って眺めていた。今でも、そうだったら良いのに…と思う。けれどもあの煙はPM2.5を含む汚染物質の塊であり、地球温暖化を促進しているCO2を排出している。私たちの生活に欠かせない電気を作るための発電所ではあるが、生活の便利さと引き換えに地球を汚していった良いものか。…いや、地球は私たちが死んだあとも、ずーっと後に産まれた人たちのために、大切にその生命をはぐくんでいかなくてはいけないものだと思う。

2018年8月からスウェーデンの少女グreta・トゥーンベリが「気候のための学校ストライキ」を始めた。彼女の行動は、共に行動する仲間をつくり世界中に知られ、「地球環境の危機がここまで来ている」と間接的に気づかされた大人たちが「なんとかしなければ」と、とても遅い決断ではあるがもがき始めている。私もその一人だ。

グレタのスピーチで「たったいま、あなたたちのしていること、あるいはしていないことが、私の全生涯と私の子どもや孫たちの人生に影響をします」「あなたたちは、自分の子どもたちを何よりも愛していると言いながら、実際には子どもたちの未来を奪っているのです」(著書『グレタたったひとりのストライキ』より)などグサッと刺さってくる言葉に、いま何もしない選択肢はないと行動を促された一人だ。神鋼火力発電所新設・稼働差止訴訟を呼びかけてくれた方々に敬意を表する。

原告 赤木涼子

【声 明】公害規制の歴史と環境影響評価手続の意義に関する 被告・国の認識の誤りについて

2020年7月17日、神戸石炭火力発電所建設差止訴訟 原告団、神戸の石炭火力発電を考える会では、国準備書面において看過できない記述があったことから、声明を出しました。

(声明の要旨)

神戸石炭火力差止訴訟において、①国は、規制措置法令が遵守されているにもかかわらず、大気汚染公害が発生したなどという事例は把握していないとし、②公害の防止に関しては規制の遵守のみが問題であり、③環境アセスメント制度は、公害から国民の健康を守るためのものではないから、住民らが環境アセスメントの瑕疵を争う資格はない、と述べている。

しかし、規制が不十分であったから公害が起きたのであり、①の認識は誤りである。環境アセスメント制度は、規制を補い、国民の健康や生活環境を保護することを目的とするものであり、環境アセスメントに瑕疵がある場合には、司法の場で是正する必要がある。

1. これまでの経緯

私たちは、2018年9月、神戸製鋼らが建設中の石炭火力発電所について、神戸製鋼らを被告として建設の差止等を求める訴訟(民事訴訟)を提起しました。さらに、同年11月、この石炭火力発電所の建設にかかる環境影響評価書を是認した経済産業大臣の判断(評価書確定通知)が違法であるとして、国を被告とする訴訟(行政訴訟)を提起しました。これらの訴訟において、本件石炭火力発電所は、①150万都市である神戸市の中心部に、大規模な大気汚染物質排出源を建設するものであること、それにもかかわらず、諸外国で既に行われているPM2.5の環境影響評価(環境アセスメント)を行っていないこと、また、②地球温暖化対策の観点から、世界中で脱石炭に向かうなかで、石炭火力発電所を新增設することは認められないことなどを、主張しています。

2. 環境アセスメントは、国民の健康を守るための制度ではない？

上記の行政訴訟の中で、被告・国は、火力発電所にかかる環境影響アセスメントは、一般的公益を守るものにすぎず、「人の健康等の保護法益を個々人の具体的利益として保護するものではない」、したがって、発電所周辺に居住する原告らについても、環境アセスメントの違法を争う法律上の利益がない(原告適格がない)と主張しています。

被告・国の考え方は、次のようなものです。すなわち、電気事業法は、既存の大気汚染防止法などの規制基準の遵守を事業者義務付けており、このような規制措置法令によって人の健康等への配慮がなされている。環境アセスメントの手続は、いわば上乘せに、一般的公益としての良好な環境を保持するものにすぎず、それが不適切であったり、違法であったとしても、個人が争う資格はない、というのです⁽¹⁾。

3. 過去の公害規制に不足はなかった？

実際、驚くべきことに、被告・国は、「原告らは、「歴史的にみても、ばい煙規制法や大気汚染防止法の規制が遵守されている地域において、深刻な大気汚染公害は発生したことはよく知られている」などと主張するが、過去の公害等に関する情報を収集している国においては、規制措置法令が遵守されているにもかかわらず、大気汚染公害が発生したなどという事例を一切把握していない。原告らが上記主張を維持するのであれば、その事例を具体的に指摘し、立証すべきである。」とさえ述べています⁽²⁾。

しかし、公害患者に対して損害賠償等の救済が認められた大気汚染公害訴訟の事例は、いずれも、排出基準等の規制違反が前提になっていない例ばかりです⁽³⁾。これまでに大気汚染公害が発生した地域では、大気汚染防止法の排出基準、条例による上乘せ基準、自動車排ガスの単体規制等、規制措置法令が存在していました。それにもかかわらず、深刻な公害が発生したということは、少なくとも環境行政の関係者なら誰も知っていることです。規制措置法令は、健康の保護という観点からも不十分である場合があり、被害者は、その都度、司法を通じて、汚染の差止めや、損害の賠償を求めてこざるをえなかったのです。

上記のような国の認識は、このような基本的事実に反するものであり、電気事業法に基づく火力発電所の環境アセスメントを担当する行政官としての資質を疑わせるものといわざるをえません。

*5 環境法令上、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう（環境基本法2条3項）。

*6 原告らは、「歴史的にみても、ばい煙規制法や大気汚染防止法の規制が遵守されている地域において、深刻な大気汚染公害が発生したことはよく知られている」（原告ら第4準備書面7ページ）などと主張するが、過去の公害等に関する情報を収集している国においては、規制措置法令が遵守されているにもかかわらず、大気汚染公害が発生したなどという事例を一切把握していない。原告らが上記主張を維持するのであれば、その事例を具体的に指摘し、立証するべきである。

4. 環境アセスメント制度の意義

被告・国の認識は誤りであり、規制措置法令は、人の健康や生活環境の保全をするうえで、完全無欠のものではありません。国の規制措置法令は、最新の科学的知見を常に反映しているとはかぎらず、また、工場や自動車の集積、地形等の地域特性を十分に考慮したものとはなっていません。

環境影響評価法1条は、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業〔について〕、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする」と規定しています。環境アセスメントの制度の下では、本件石炭火力発電所のように、環境影響の程度が著しい事業について、大気汚染物質による周辺住民の健康や生活環境への影響予測等も行われます。環境影響の調査・予測評価や環境保全のための措置を事業者に義務付け、（健康や生活環境への影響を含む）環境影響評価の結果を行政決定に反映させるという環境アセスメントの制度は、まさに、私たち市民の健康・生活環境等の利益を保護しようとするものと解釈すべきです。

(1)令和2年2月17日付け被告・国第4準備書面。

(2)第4準備書面15頁注6。

(3)四日市公害訴訟(津地四日市支判昭和47年7月24日)、千葉川鉄訴訟(千葉地判昭和63年11月17日)、西淀川公害訴訟(大阪地判平成3年3月29日、大阪地判平成7年7月5日)、尼崎公害訴訟(神戸地判平成12年1月31日)、川崎公害訴訟(横浜地川崎支判平成6年1月25日、横浜地川崎支判平成10年8月5日)、倉敷公害訴訟(岡山地判平成6年3月23日)、名古屋南部大気汚染公害訴訟(名古屋地判平成12年11月27日)、東京大気汚染訴訟(東京地判平成14年10月29日)等。

被告・国には、むしろ、大気汚染公害が個々の事業所の規制措置法令違反が多発したために生じたという事例があれば、それを挙げていただきたい。このことは、規制権限の不行使を違法と認めた、(最高裁判決を含む)多数の裁判例が指摘していることです。

NEWS

日本 ようやく「2050年までに温室効果ガス実質ゼロ」を宣言！

10/26、所信表明演説において菅首相は、「成長戦略の柱に『経済と環境の好循環』を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力していく」と述べ、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると表明しました。ようやく、排出ゼロに向けたスタートラインに立ったわけですが、その気になる中身は？と問われると、エネルギー政策については徹底した省エネ、再エネの導入に取り組むとしつつも、「原子力や石炭を含め、あらゆる選択肢を追求する」とも述べています。あれれ…？これまでと同じなんてことにならないように、私たちは、中身についても厳しくチェックして、省エネと再エネによる、地域分散、地域活性化の重要性を訴えていきましょう！

環境大臣意見を書き換えさせた経産省 消されたのは、環境悪化を懸念する市民の声

神戸新聞(9/24・朝刊)の一面に、「環境相意見書に経産省横やり」という記事が掲載されました。環境影響評価(アセスメント)の手続きにおいて、環境大臣意見書の策定過程で、経産省が事前に意見書案を確認し、環境省に対して書き換えや、削除を要求していたことが情報公開の開示文書によって明らかとなりました。神戸の石炭火力発電を考える会では、2017年7月に始まった環境影響評価(アセスメント)準備書手続きにおいて、石炭火力発電所建設計画の問題点を指摘し、多くの市民の方々と理解を深め、反対の意見を述べてきました。

大気汚染公害で多くの市民が苦しめられた歴史があり、気候危機が地球規模で深刻化するなか、「なぜ、今、石炭火力発電なのか？」を問い続けてきた市民の声は、環境アセスメントにおいて、環境省が一定、環境大臣意見に盛り込もうとしたものの、経産省に削除や書き換えを要求され、応じていたことが分かりました。

経産省によって、書き換えさせられた箇所は、環境悪化を懸念し、指摘してきた市民の声にほかなりません。こうした環境アセスメントの趣旨を忘却する手続きは違法であると主張し、被告(国)を厳しく追求していきます。

【温室効果ガスについて】(配慮書意見におけるやり取り)

(各団体の主張)石炭火力発電所は、たとえ最新型であっても、天然ガス火力と比較した場合、2倍のCO₂排出量があり、認めるべきではない。

(環境省)本発電所の稼働に伴い年間690万トン以上のCO₂を排出する可能性があり、最新鋭の天然ガス火力発電所を建設した場合と比較すると年間380万トン以上多く排出する可能性がある。

(経産省)可能性のみで記載することは不適切であり、認めることはできない。なにより過去の環境影響評価配慮書手続きにおける環境大臣意見と比べても過剰であり、公平的な観点からも不適切である。→(結果):削除

【大気環境、公害調停について】(準備書意見におけるやり取り)

(当会)大気汚染公害が発生し、今なお大気環境の改善が必要な地域に、石炭火力発電所の立地は認めるべきではない。→2017年12月、公害調停を申請。

(環境省)同区域の周辺は過去に深刻な大気汚染による健康被害が発生し、現状においても大気の汚染に係る環境基準の一部を達成していない地点が存在するなど、大気環境の改善が必要な地域である。本事業に対しては、地域住民等が兵庫県公害審査会に公害調停を求めるなど、大気環境保全の観点から懸念が示されている。

(経産省)本意見において調停申請行為を記載すると、あたかも国が公害調停への申請内容を是認するかのような誤謬も与えかねず、また実際以上の規模の方々が調停を求めている印象を与えないことから、削除願いたい。→(結果):削除

【高炉廃止について】(準備書意見におけるやり取り)

(当会)高炉廃止後、大気環境への影響が大きな石炭火力発電所の立地を認めるべきではない。神戸市との環境保全協定は、神戸製鋼の事業活動による汚染物質の排出を許容するものではない。

(環境省)事業者は、当該地域の継続的な大気環境の改善に向け、所有する高炉の廃止することによる大気汚染物質の排出量の減少を本事業の実施による増加で反故にすることないように、本事業の見直しを含め最大限排出量を押さえる不断の姿勢と努力が必要である。

(経産省)経産省より、追記と削除要求。追記箇所:神戸市と締結している環境保全協定を遵守するとともに、削除箇所:所有する高炉の廃止することによる大気汚染物質の排出量の減少を本事業の実施による増加で反故にすることないように、本事業の見直しを含め最大限排出量を押さえる

7月1日、読売新聞は一面トップに「石炭火力100基休廃止」との大見出しで、政府方針を報道しました。日本が石炭中毒から脱する大きな方針転換と期待された方もいるかもしれません。今回の新方針を読み解くと共に、神戸にどのような影響があるのかについて考えてみたいと思います。

ポイント

- ・2050年には、世界全体の排出を実質ゼロにしなければならない
- ・世界全体で2040年までに、先進国は、2030年までに石炭火力の全廃が必要
- ・石炭火力発電の継続ではなく、終わり方を決める時

Q:これって新しい政策なの？

A:いいえ、従前の計画や政策に沿ったもので、新たに政策を変更したものではありません

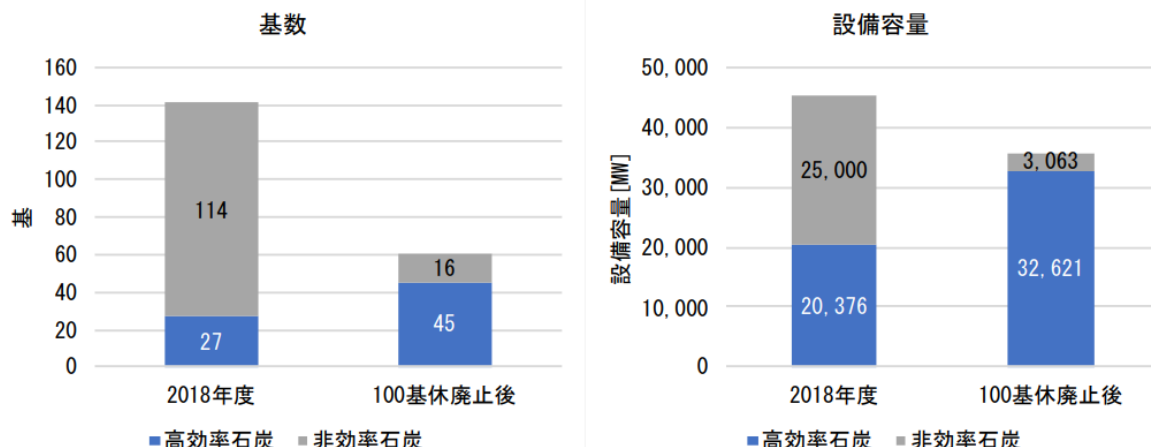
政府は、これまで石炭火力について「重要なベースロード電源」として評価してきました。その結果、短期的に原子力発電の代替として、全国各地に50基もの石炭火力発電所の新設計画が立ち上がりました。さて、今回の方針で具体化されたのは、「非効率石炭火力のフェードアウト」であり、石炭火力発電をフェーズアウト(全廃)するというものではありません。しかも、廃止ではなく、「休止」に止まるものも予定されており、問題が多々あります。

非効率石炭の フェードアウト	火力発電の発電効率や非化石電源の調達比率に対する規制措置を導入して対応
高効率化等の 推進	USC（超々臨界圧）への置き換え、IGCC（石炭ガス化複合発電）IGFC（石炭ガス化燃料電池複合発電）の実証研究。ガス火力推進。2050年までに、実用化を目指す。
CCU (炭素回収利用)	

Q:それでも、100基を休廃止するって大きな前進では？

A:いいえ。新方針は、新設石炭火力の推進、石炭火力の長期延命策です

今回、新聞報道では、「非効率石炭火力9割100基」という具体的な数値が目を引きました。しかし、検証してみると、石炭火力発電の縮小は限定的です。実態は、石炭火力発電所を新設し、2030年以降も数十年にわたって稼働を継続しようとするものです。気候ネットワークの試算では、少なくとも既存の非効率石炭火力の1割と高効率とされる石炭火力26基が残存し、さらに、神戸をはじめとする新設石炭火力発電所も加わることで、設備容量で約3,500万kWにのぼります。一見、石炭火力発電所の基数だけをみると大きく減少するように見えますが、設備容量(規模)では2割減少にとどまります。これでは、石炭政策の転換とは到底、言えません。



Q:神戸発電所1-2号機はどうなるの？

A:神戸製鋼は、1-2号機を休・廃止にするつもりはないようです。

今回の方針は、発電効率で線引きする方針が示されています。神戸製鋼所の既存石炭火力の1-2号機(各70万kW)は、SC(超臨界圧)という技術を採用した発電所で「非効率型」となり、休・廃止の対象となりうるものです。

名称	設備規模	発電技術
神戸発電所1-2号機	70万kW ×2基 計140万kW	SC
神戸発電所3-4号機	65万kW ×2基 計130万kW	USC

しかし、神戸製鋼は、神戸新聞からの取材に対して「需要地の近さによる送電ロスの少なさや、蒸気を利用した熱供給事業を実施していることを理由に、早期の休廃止を検討すべき対象には当たらない」(2020年7月11日掲載)とコメントしています。周辺の酒造会社への蒸気供給は、1-2号機が建設された20年前には評価されたのかもしれませんが、今や、2030年にも脱石炭が求められている時代に、「石炭火力からの蒸気で仕込まれた灘の酒」と掲げても、セールスポイントにはなりません。(ちなみに、ハイネケン(オランダ)、カールスバーグ(デンマーク)などのビール会社は、再生可能エネルギー100%での事業を目指すRE100に参加。)1-2号機は2030年を待たずに廃止し、建設中の3-4号機は、石炭火力は早期に全廃が求められていることから、今後、数十年にわたる石炭火力からの排出を受け容れる余裕などありません。建設は中止とすべきです。

旧式石炭火力の廃止を渋る電力会社 今後の注意点

今回の方針は、神戸製鋼3-4号機などの新設を推進し、既存の石炭火力発電所を温存するだけでなく、旧式石炭火力発電所の一部も2030年以降も稼働継続を容認するものです。では、なぜ、発電事業者は、旧式石炭火力の稼働に拘るのでしょうか。四国電力の長井社長は定例記者会見で「減価償却をほぼ終えた安価な電源で、できるかぎり活用していきたい…」と述べています。減価償却が終わった設備をフル活用したいという思惑がよく分かります。同様に、神戸製鋼も1-2号機を2030年以降も稼働させることを狙っていると思われます。このほか兵庫県内では、高砂火力発電所1-2号機が52年(1968年稼働開始)経過する旧式石炭火力発電所ですが、未だに現役で稼働中です。発電効率が悪いだけでなく、大気汚染物質の排出も多いもので、これらは2030年を待たずに廃止すべきものです。

しかし、2030年までに稼働を止めるとするものも、廃止ではなく、「休止」に止めようと抵抗しています。旧式発電所の温存に一役買う制度「容量市場」ができてからです。これは、電力システム改革の一環で、古い発電所に対して、私たちの電気料金の一部が流れるしくみとして創設されたものです。具体的には、将来的に電源が不足するという仮定のもと、「将来(4年後)の発電能力(kW)」が取引されます。電力広域的運営推進機関(OCCTO)が日本全体で必要とされる発電設備容量を決め、発電事業者が入札し、落札金額が決定すると、それより安く入札していた電源全てを落札価格で買い取るというものです。減価償却を終えた旧式発電所は低価格で入札することができるため、確実に落札することができます。そのコストは消費者に転嫁されます。

また、この制度の恩恵を受ける発電所は、石炭火力だけではなくありません。原子力や水力発電も含まれます。電気料金が高くなるだけでなく、せっかく、再エネ中心の新電力に切り換えた消費者の電気料金の一部も、そうした電源の維持に流れてしまう制度なのです。既に、早期休廃止を誘導する支援策として、容量市場制度に加えて補償させようとする議論が始まっており、注意が必要です。

このように、今回の方針は、石炭火力発電の削減効果は限定的で、立ち遅れた日本のエネルギー政策が大きく変わるものとは言えません。今、求められているのは脱石炭であり、その代替は原子力ではなく、省エネと地域に根ざした再エネです。石炭火力には経済的にも将来性がないことも明らかになっています。2050年実質排出ゼロに向けて2030年の石炭火力の割合を引き下げ、再エネの目標を引き上げ、その実現のための制度を整備することが必要です。欧州は、コロナによる経済の落ち込みからの復興の経済や雇用拡大の鍵は気候変動対策にあるとして、「グリーンリ・カバリー」を掲げ、脱炭素・再エネ拡大政策をさらに加速させようと動いています。訴訟の内外で、いかなる意味でも石炭火力新設の余地はないことを広げていきましょう。

ご報告 裁判の傍聴制限について

神戸製鋼所石炭火力発電所訴訟原告団では、コロナ禍における裁判の傍聴における人数制限について、ハード面を含めた抜本的な感染防止対策等により、傍聴者のキャパシティを可能な限り確保するように求める要請書を神戸地裁へ提出しました。なお、原告団では、東京地裁・高裁へ提出された、東電株主代表訴訟他27団体の要請書にも賛同し、東・西の裁判所で同日提出しました。

原告団としては、コロナ禍においても、裁判所の実質的公開を確保し、積極的に公開してくため、裁判の傍聴希望者に対して可能な限り配慮する必要があると、裁判所に追加的な対応を求めていると考えております。

今後とも、傍聴制限により裁判への参加が難しい状況が続くかもしれませんが、オンライン報告会などを通じて、情報を発信してまいりますので、引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

(要請書全文)

【要請】コロナ禍における裁判の傍聴について(2020/09/24)

<https://kobeclimatecase.jp/blog/2020/09/25/request-on-coronavirus-and-court-hearings/>

2030年 石炭ゼロを目指す JAPAN BEYOND COAL スタート！



神戸の石炭火力発電を考える会は、2030年石炭ゼロを目指すキャンペーンであるJAPAN BEYOND COALの地域パートナー団体として参加しました。世界各地で同種のキャンペーンが立ち上がっており、連携して、脱石炭に向けて活動を展開しています。WEBサイトには、石炭火力の問題をわかりやすく伝えるファクトシートなども掲載されています。ぜひご覧ください。

JAPAN BEYOND COAL <https://beyond-coal.jp/>



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル
神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)
<https://kobeclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



お知らせ 今後の裁判期日について



行政訴訟 第8回期日

原告証人尋問があります

日時:2020年 11月4日(水)15:00より

場所:大阪地方裁判所 大法廷

期日報告会

日時:同日、16:00(予定)

民事訴訟 第9回期日

日時:2020年 12月8日(火)11:00より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

期日報告会

日時:同日、13:00(予定)

裁判期日報告会は、新型コロナウイルスの感染予防のためWEBでの配信を予定しております。

参加申込は、HPからお願いいたします。

裁判の傍聴に関して

新型コロナウイルスの感染予防策として、裁判所においても原告席、傍聴席が減らされています。当日、お越しいただいても、裁判を傍聴いただけない可能性があります。予めご了承ください。